

令和6年5月24日

金融審議会
市場制度ワーキング・グループ
事務局 御中

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

**電子申込型電子募集取扱業務における訪問・電話勧誘の禁止の見直しに係る
意見の提出について**

今般、金融審議会市場制度ワーキング・グループにてご議論いただき電子申込型電子募集取扱業務における訪問・電話勧誘の禁止（投資型クラウドファンディングの勧誘方法）の見直しについて、下記のとおり、意見を提出します。つきましては、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 訪問・電話による勧誘の禁止の対象について

本協会では、第二種少額電子募集取扱業務以外の第二種金融商品取引業の登録（通常の第二種金融商品取引業のライセンス）を受けた会員が、電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にも、訪問・電話による勧誘を禁止しています¹。

こうした中、当該業務を行う会員からは、インターネット取引と並行して、特定投資家と取引を行うことが事実上困難であり、一律に訪問・電話による勧誘を禁止するのではなく、投資者属性を踏まえた訪問・電話による勧誘を認めて欲しい、といった意見・要望が寄せられています。

訪問・電話による勧誘の禁止は、電子募集取扱業務の制度が導入された 2014（平成26）年の金融商品取引法改正時の附帯決議（衆議院財務金融委員会）に配慮し、投資被害防止のために定めたものです。

¹ 第二種少額電子募集取扱業務に関しては、法令により電磁的方法による勧誘（金融商品取引業者等に関する内閣府令第6条の2）に限定。

一方、類似した勧誘規制である不招請勧誘の禁止（金融商品取引法第 38 条第 4 号）は、個人・法人を問わず、特定投資家は当該禁止の対象から除外されています（同法第 45 条第 1 号）。その理由は、当該投資家は一定の金融リテラシーを備えており、リスク等について十分な把握が期待できるからだと考えられます。

つきましては、個人・法人を問わず特定投資家への訪問・電話による勧誘を認めていただく方向でご検討くださいますようお願い申し上げます。

2. 訪問・電話による勧誘時の投資者への説明内容について

金融庁事務局資料では、電話・訪問による勧誘を可能とする検討の一方、「電磁的方法によって勧誘を行う投資家との間で情報格差が生じないように行うことが適当と考えられる。」との注記が示されています。

元々、電子申込型電子募集取扱業務等²は、法令上、勧誘手法が電磁的方法に限定されていないところ、本協会では、対面とインターネットでの勧誘では、投資者から業者に求められる役割等が異なることから、対面での勧誘（店舗やセミナー等での勧誘）において、投資者に説明可能な内容がウェブサイトや電子メールに掲載される内容に限定することを求めています。

加えて、会員からは、特定投資家への勧誘は、当該投資家により求められる説明内容・程度が変わるため、説明可能な内容がウェブサイトや電子メールに掲載される内容に限定された場合、取引の障害になりかねないといった意見が寄せられています。

特定投資家に対する訪問・電話による勧誘の例外が認められた場合に「電磁的方法によって勧誘を行う投資家との間で情報格差が生じないように行うこと」という条件がウェブサイト等の内容に厳格に限定されるという趣旨である場合には、金融商品取引業者が行う勧誘を過度に委縮させてしまうことが懸念されます。

つきましては、特定投資家に対する勧誘が事実上困難なものとなる可能性に十分ご配慮いただき、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

以 上

² 金融商品取引業者等に関する内閣府令第 70 条の 2 第 3 項。